

## 認可保育所に係る保育料について

### 1 概要

子ども・子育て支援新制度の平成27年4月施行に伴い、認可保育所に係る保育料の算出根拠が従来の所得税から区民税へ変更される。このため、同じ年収であれば新制度施行後も同程度の保育料となるなど、認可保育所に係る保育料の基準額表を下記のとおり見直す。

### 2 方針

新制度の施行に伴い、国が現行の利用者負担の水準を基に上限額を設定していることから、本区においても従来の保育料水準と大きく変わらない基準額表に改定する。

### 3 短時間保育の保育料

新制度では11時間保育が標準であるが、8時間以下の保育時間の短時間保育制度が創設され、標準時間保育よりも低額の保育料とすることとされている。

保育短時間に係る国が示す費用負担のイメージでは、標準時間保育11時間と短時間保育8時間の比率を100：98.3としており、国の各種資料では減額率についてこの比率で例示している。

本区では、保護者の理解が得られるよう、短時間保育の保育料の減額率を国が例示する減額率（1.7%）よりも高くし、15%で設定する。

なお、保育料の第2子減額については、従来、世帯の所得に応じて30%～50%の減額であったものを、国の基準と同様に所得に関わらず50%減額とする。

### 4 新基準額表（案）及び旧基準額表

資料1-1別紙1及び別紙2のとおり

### 5 その他の保育の保育料

新制度の地域型保育事業に移行する保育ママ（家庭的保育事業）及び小規模保育事業については、認可保育所の保育料と同一の体系となる。

## 新保育料基準額表（案）

階層	住民税額	保育料（月額：単位円）					
		3歳未満児 標準時間	3歳未満児 短時間	3歳児 標準時間	3歳児 短時間	4歳児以上 標準時間	4歳児以上 短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 1	住民税均等割のみ	1,900	1,700	1,300	1,200	1,300	1,200
C 2	住民税所得割 5,000円未満	2,400	2,100	2,000	1,700	2,000	1,700
C 3	5,000円以上 15,000円未満	3,100	2,700	2,700	2,300	2,600	2,300
D 1	15,000円 " 44,400円 "	6,700	5,700	5,600	4,800	5,600	4,800
D 2	44,400円 " 52,700円 "	8,300	7,100	7,300	6,300	7,200	6,200
D 3	52,700円 " 61,000円 "	9,400	8,000	9,300	8,000	9,200	7,900
D 4	61,000円 " 79,000円 "	15,400	13,100	10,900	9,300	10,800	9,200
D 5	79,000円 " 97,000円 "	19,100	16,300	12,700	10,800	12,600	10,800
D 6	97,000円 " 115,000円 "	21,500	18,300	14,300	12,200	14,200	12,100
D 7	115,000円 " 135,000円 "	23,600	20,100	15,800	13,500	15,700	13,400
D 8	135,000円 " 155,000円 "	25,500	21,700	17,000	14,500	16,900	14,400
D 9	155,000円 " 175,000円 "	27,500	23,400	18,200	15,500	18,000	15,300
D 10	175,000円 " 200,000円 "	29,200	24,900	19,500	16,600	18,000	15,300
D 11	200,000円 " 225,000円 "	31,000	26,400	20,700	17,600	18,000	15,300
D 12	225,000円 " 250,000円 "	32,500	27,700	21,600	18,400	18,000	15,300
D 13	250,000円 " 275,000円 "	34,200	29,100	22,600	19,300	18,000	15,300
D 14	275,000円 " 300,000円 "	35,700	30,400	22,600	19,300	18,000	15,300
D 15	300,000円 " 325,000円 "	37,200	31,700	22,600	19,300	18,000	15,300
D 16	325,000円 " 350,000円 "	38,500	32,800	22,600	19,300	18,000	15,300
D 17	350,000円 " 375,000円 "	40,000	34,000	22,600	19,300	18,000	15,300
D 18	375,000円 " 400,000円 "	43,400	36,900	22,600	19,300	18,000	15,300
D 19	400,000円 " 450,000円 "	48,900	41,600	22,600	19,300	18,000	15,300
D 20	450,000円 " 500,000円 "	53,700	45,700	22,600	19,300	18,000	15,300
D 21	500,000円以上	57,500	48,900	22,600	19,300	18,000	15,300

保育料の第二子減額において、従来、世帯の所得に応じて30%～50%の減額であったものを所得に関わらず50%減額とする。

# 保育料基準額表（旧）

資料1 - 1別紙2

（単位：円）

階層	所得等の条件		保育料（月額）			第2子
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	平成25年分 所得税 非課税	平成25年度 区民税非課税	0	0	0	0
C 1		平成25年度 区民税均等割のみ	1,900	1,300	1,300	左表の 該当する 保育料 の50%
C 2		平成25年度 区民税所得割額 7,000円未満	2,400	2,000	2,000	
C 3	平成25年度 区民税所得割額 7,000円以上	3,100	2,700	2,600		
D 1	平成25年分 所得税 課税額	1,500円未満	6,700	5,600	5,600	
D 2		1,500円以上 8,400円未満	8,300	7,300	7,200	
D 3		8,400円 // 15,000円 //	9,400	9,300	9,200	
D 4		15,000円 // 30,000円 //	15,400	10,900	10,800	
D 5		30,000円 // 45,000円 //	19,100	12,700	12,600	
D 6		45,000円 // 60,000円 //	21,500	14,300	14,200	
D 7		60,000円 // 75,000円 //	23,600	15,800	15,700	
D 8		75,000円 // 90,000円 //	25,500	17,000	16,900	
D 9		90,000円 // 112,500円 //	27,500	18,200	18,000	
D 10		112,500円 // 142,500円 //	29,200	19,500	18,000	
D 11		142,500円 // 172,500円 //	31,000	20,700	18,000	
D 12		172,500円 // 202,500円 //	32,500	21,600	18,000	
D 13		202,500円 // 232,500円 //	34,200	22,600	18,000	
D 14		232,500円 // 262,500円 //	35,700	22,600	18,000	
D 15		262,500円 // 292,500円 //	37,200	22,600	18,000	
D 16		292,500円 // 322,500円 //	38,500	22,600	18,000	
D 17		322,500円 // 352,500円 //	40,000	22,600	18,000	
D 18		352,500円 // 502,500円 //	43,400	22,600	18,000	
D 19	502,500円 // 652,500円 //	48,900	22,600	18,000		
D 20	652,500円 // 802,500円 //	53,700	22,600	18,000		
D 21	802,500円以上	57,500	22,600	18,000		

※ 平成25年度固定資産税が課税されている方は、上の表で算出された階層が下表のとおり認定されます。

階層	所得等の条件		認定する階層
C 1	平成25年分 所得税 非課税	平成25年度 固定資産税額 4,000円以上の世帯	C 2 階層
C 2		// 6,000円 //	C 3 階層
C 3		// 8,000円 //	D 1 階層
D 1	平成25年分 所得税課税	// 10,000円 //	D 2 階層